# 仕　様　書

１　件　　名

特別養護老人ホーム　北総長寿苑　新築に伴うカーテン設置及び購入事業

２　履行場所

千葉県山武市木原８１７番地１

特別養護老人ホーム　北総長寿苑

３　納品期日

引渡し後(令和９年４月末日予定)から令和９年年５月中旬までに完了

４　品目及び数量

別紙「カーテン内訳書」に記載されている内容にて作成、納品を行うこと。

(同等品は不可とする。)

５　契約締結後速やかに設置場所の実地調査をし、設置場所に適応するカーテンを製作すること。

６　受託者は、取りつけた場所毎にカーテンの種類及び数量が把握できる管理台帳を作成し、購入者に提出すること。

７　布　　地

(1)　消防法第８条の３に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性生地を使用すること。また、縫製したカーテンには、防炎ラベルを１枚毎に縫いつけること。

(2)　耐光堅牢度４級以上（ＪＩＳＬ－０８４２）、洗濯堅牢度は５級以上（ＪＩＳＬ－０８４４）のものを使用すること。

(3)　カーテンは、MRSA をはじめ広範囲の細菌類の増殖を抑制する抗菌加工が施された生地を使用し、抗菌加工済みを証明するラベルをカーテン１枚ごとに取り付けること。

(4)　色彩及び厚み等については、購入者の指定したものを使用すること。

(5)　ＪＩＳランドリー法によって３０回以上の洗濯に耐えること。

(6)　熱湯（８０℃）消毒を行って収縮率が巾・丈共に１．０％以下であること

(7) 洗濯処理後のカーテンは、高温プレス仕上げ処理を施すこと。

8 縫　　製

(1) ドレープカーテン及びレースカーテンは、1.5 倍ヒダ以上とし、上下折り返しは 40 ㎝以上とすること。

(2) フック、ランナー等はカーテンを取りつける前に点検し、フックは、永久に錆びないステンレス製等を使用し、防炎カーテンが脱落せず、特に仕切りカーテンやシャワーカーテンには、レールランナーから抜け落ちないよう生地に織り込み、生地から外れぬ様仕を立てること。

なお、施設内交換作業時でのカーテンフックによる怪我等を防止する為、フック先端部分は丸みを持たせた仕様とすること。

(3) 縫製防炎カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルを防炎カーテン１枚ごと縫い付けサイズを記入すること。

9 カーテンメンテナンス

(1) 本対象箇所（カーテン内訳書記載分）のカーテン洗濯業務については協議の上、実施毎の契約を行い履行する。なお洗濯費用は都度精算とし別途請求するものとする。

必要箇所の交換分も受託者にて必要数量用意すること。

その他、洗濯期間中は予備カーテン等により、常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。

(2) 本契約にて、臨時交換用カーテンを必要枚数分、施設ストックとして販売すること。

(3) クリーニングについては医療施設の特殊性を考慮し、下記の方法にて行うこと。

① 予　洗 （1回～2回　35℃温水にて最低6分以上）
② 本　洗 （1回～2回　80℃の熱湯で洗剤と共に20分以上）
③ 濯　ぎ （2～3回　55℃～35℃1回につき最低2回以上）
④ 濯　ぎ （常温で5分間以上最低2回以上）
⑤ 脱　水 （遠心分離機にて絞り脱水）
⑥ プレス仕上げ　ヒートローラーにて１枚ずつ100℃前後の高温での仕上げ。

(4) 上記業務を行うときは、作業予定表を購入者に提出し、その承認を得ること。また、終了後は、作業報告書を提出すること

(5) カーテンの取り付け、取り外しは受託者において行うこと。

(6) カーテンの交換作業に当たっては、利用者の療養を妨げ無いよう十分に留意し、職員の指示により速やかに行うこと。また、取外し時は、カーテンを床へ落下させ

ないようランドリーバック等へ収納し、現場でホコリの発生を防ぐ作業形態とすること。

なお、カーテンの搬入、取付け及び交換作業に際しては、建物及び他の器物に、汚染、破損等を与えることのないよう十分注意し、作業終了後は販売業者の責任で包装材、残材等をただちに処分すること。

１０　業務従事者の教育指導

受託者は、施設の特殊性を理解のうえ、業務従事者に対して受託業務上必要な教育訓練を実施し、病院施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すとともに、その報告書を提出し円滑な業務の遂行を図ること。

１１　守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の完了後においても同様とする。

１２　信用失墜行為

受託者は、購入者の信用を失墜するような行為をしてはならない。

１３　損害予防措置

受託者は、業務の実施にあたり、購入者又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置を講ずること。

また、危害若しくは、損害を与えた場合又はその恐れのある場合には、受託者は購入者に直ちに報告すること。

１４　賠償責任

(1)　納入・搬出にあたって建物、機器、什器等の汚染又は破損があった場合は、速やかに購入者に報告すること。

(2)　汚染又は破損が受託者の責任に帰する場合は、受託者の責任において、速やかに原状回復をはかること。

１５　ディーゼル車規制適合車による配送

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、市民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）他、各県条例に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

１６　その他

(1)　受託者は、本業務が施設利用者の療養上必要な処遇の一環であることを十分認識して履行すること。

(2)　受託者は防炎カーテンの仕立前に現場において実測すること。

(3)　受託者はカーテンメンテナンスマニュアルを提出すること。

(4)　現状使用生地以外は、生地見本及び性能表を提出し承認を受けること。

(5)　カーテンの取付けは、すべて受託者が行うこと。

(6)　上記仕様内容が満たされない業者は契約を行わないこととする。

(7)　本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上決定すること。